

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者 にかかる国民健康保険税の減免に関する Q&A (令和 3 年度版)

国 立 市 健 康 福 祉 部
健康増進課 国民健康保険係

質問の一覧

1. 令和 3 年度の減免申請について 1
- Q1-1 令和 2 年度は減免申請し、減免決定となりましたが、令和 3 年度も新たに減免申請しなおす必要
がありますか？ 1
- Q1-2 令和 2 年度の国民健康保険税の減免申請は今からでもできますか？ 1
- Q1-3 令和 2 年分の確定申告時に、令和 2 年中に受け取った持続化給付金等の給付金を事業収入とし
て申告していますが、その分については前年の収入に含めますか。また、今年に持続化給付金等の給付
金を受け取っている場合、その分を今年の収入（見込み）額に含めますか？ 2

1. 令和 3 年度の減免申請について

**Q1-1 令和 2 年度は減免申請し、減免決定となりましたが、令和 3 年度も新たに減免申請
しなおす必要がありますか？**

(回答)

令和 3 年度の国民健康保険税についても減免をご希望される場合は、新たに減免申請が必要です。また令和 3 年度は、減免の該当となる条件が、令和 2 年中の収入額より令和 3 年中の収入（見込み）額が 30%以上減少していることとなっています。そのため、令和 2 年度に減免申請をされた場合は、去年から今年にかけてさらにコロナの影響を受けている方が対象となります。ご確認くださいからご申請ください。

Q1-2 令和 2 年度の国民健康保険税の減免申請は今からでもできますか？

(回答)

遡及課税や修正申告によって、令和 3 年度中の納期限で新たに令和 2 年度の国民健康保険税が課税されている場合は、減免申請をお受けすることができます。納期限までにご申請ください。なお、すでに納期限が到来している令和 2 年度の国民健康保険税については、原則減免申請をお受付していません。納期限内に減免申請をできなかったやむを得ない理由があると認められた場合にのみ、減免申請をお受け

することがあります。やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

Q1-3 令和 2 年分の確定申告時に、令和 2 年中に受け取った持続化給付金等の給付金を事業収入として申告していますが、その分については前年の収入に含めますか。また、今年に持続化給付金等の給付金を受け取っている場合、その分を今年の収入（見込み）額に含めますか？

（回答）

前年の収入・令和 3 年の収入見込み額の算出のいずれの場合も、持続化給付金等の給付金は収入額に含めません。令和 2 年中に受け取った持続化給付金等の給付金は、確定申告された事業収入等の収入額から差し引いて減免判定を行います。そのため、令和 2 年中に受けた持続化給付金等の給付金で令和 2 年分の確定申告に含まれているものがある場合は、減免申請時に根拠資料とともにその金額をご申告ください。

その他の Q&A については令和 2 年度版をご参照ください。